

令和2年5月12日

令和2年度千葉県初任者研修 教育長講話  
「千葉県の教育課題について」

**1 はじめに**

千葉県教育委員会教育長の 澤川 です。

皆さんは、学校の教職員になりたい、という強い思いをもって、採用選考を受けられ、この4月から「千葉県の学校職員」として晴れて採用されました。教職員を志した気持ちを忘れず、千葉県の子どもたち一人一人の未来のために、頑張っていたいただきたいと思います。私たち千葉県教育委員会も、教職員の皆さんとともに力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、このメッセージは、県内各地で公立学校の初任者研修を受ける教職員の皆さん、幼稚園等初任者研修を受けられる皆さん、学校栄養職員の新規採用者研修を受けられる皆さんが、ダウンロードして御覧になっていることと思います。本来であれば、明日の千葉県教育を担う皆さんの前で、直接お話しする予定のものでしたが、このようなかたちになり、残念に思っていることを申し添えます。

**2 「千葉県の教育の振興に関する大綱」**

皆さんは、「千葉県の教育の振興に関する大綱」を御存知でしょうか。

これは、各学校に掲示用の印刷物をお送りしており、初任者研修テキスト「さわやか先生」にも載せています。今日は、この「千葉県の教育の振興に関する大綱」に沿ってお話ししたいと思います。

皆さん御承知とは思いますが、いわゆる地方教育行政法の改正に伴い、平成27年4月に教育委員会制度が変わりました。従来の教育委員長、教育長を一本化して、新しい「教育長」を設置するとともに、教育長へのチェック機能が強化され、教育委員会会議の透明化が図られました。

また、都道府県知事や市町村長と教育委員会が、一層連携していくために、すべての地方公共団体に知事・市町村長と教育委員会が協議・調整を行う「総合教育会議」が設置され、この会議を踏まえ、知事・市町村長が「教育に関する大綱」を定めることとされました。新しい制度では、教育委員会は引き続き執行機関として教育に責任をもつとともに、知事・市町村長も教育に一定の役割をもつこととされたのです。

特に、「大綱」には、地方公共団体ごとに、教育に対する思いや方針が込められ、それぞれの特色を生かした教育も展開されやすいようになっています。

千葉県では、森田知事、教育長及び5人の教育委員からなる「総合教育会議」において協議を重ね、その会議結果や県議会からの意見などを踏まえ、平成27年10月に知事が「千葉県の教育の振興に関する大綱」を定めました。この大綱は、教育の根源的・普遍的な考え方について、すべての大人と子どもたちに向けたメッセージとして作成されたもので、大人向けの「千葉県教育の基本方針～千葉の子どもたちの未来のために～」と子ども向けの「千葉の未来を担う子どもたちへ」の2つからなっています。

基本方針の前文には、「子どもたちの『強く美しく元気な心』を育み、社会で自立し、自らを積極的に役立て生かしていこうとする態度や能力を育てるため、大綱を定める。」こと、そして「すべての大人たちと連携・協力して、子どもたちの明るい未来と有意義な人生の創造を目指して全力で取り組むことを誓う。」ことが記されています。

その上で「千葉県教育の基本方針」として、6つのことが挙げられています。子どもたちへのメッセージは、大人向けの「基本方針」と対応する形で作られています。一番下を御覧ください。

「君たちを熱意をもって支えてくださる先生方や御家族、地域の方々とともに、君たちが立派な大人となり、素晴らしい人生を歩むことができるよう、私たちは全力で応援していきます。」

皆さんには、この言葉の重み、そして「大綱」の趣旨をよく理解し、千葉県の教職員としての第一歩を力強く踏み出していいただきたいと思えます。

### 【第3期千葉県教育振興基本計画】

ここで、「大綱」と並んで、千葉県教育の基本的方向を示しているものを御紹介したいと思います。

まず、「教育振興基本計画」です。教育振興基本計画は、教育基本法において、「国は定めなければならない」「地方公共団体は定めるよう努めなければならない」とされています。

これを踏まえ千葉県では、「教育立県ちば」の実現に向けて、令和2年2月に、今年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第3期の千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定しました。

この「計画」では、これまでの成果を生かしつつ、千葉県の持つ教育のポテンシャルを更に生かし、「県民としての誇りを高める」「人間の強みを伸ばす」「世界とつながる人材を育てる」の3つを、新たな基本理念とし

て掲げています。

また、「子ども」「学校」「家庭・地域」「県民」を柱とした4つの基本目標のもと、障害や不登校、家庭の状況など「様々な困難を有する児童生徒への支援」に関する取組を一つにまとめて重点化し、児童生徒の学びの質を高め、情報活用能力を育むため、新たに「ICT利活用の推進」を追加するなど、11の施策と37の取組に再構成しました。

ここで、基本目標となります4つの柱と主な施策について紹介します。

基本目標1は、「ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子どもを育てる」として、4つの施策から構成されています。特に「ちばっ子『学力向上』総合プラン（学びの未来づくり ダブル・アクション+ONE（プラスワン））として学力の向上を推進していきます。

基本目標2は、「ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる」となり、3つの施策から構成されています。近年、県内では、児童生徒の巻き込まれる交通事故や犯罪が発生しています。また、去年は、房総半島を縦断する台風などの自然災害、そして2月下旬には、新型コロナウイルス感染拡大もあり、学校ではその対応も求められています。千葉県教育委員会では、これまで以上に児童生徒の安全・安心を守り、児童生徒の学びの場を多く提供していきます。

基本目標3は、「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人々が活躍できる環境を整える」です。本年度も、生涯学習の推進と家庭教育への支援及び家庭・地域との連携・協働を推進していきます。

基本目標4は、「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る」です。グローバル時代を迎え、児童生徒の郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成を行っていきます。

千葉県教育委員会では、本県の教育の現状や課題を踏まえ、指導の重点を、学校種ごとに示し、市町村や県立学校の教育が適切に行われるよう、「学校教育の充実のためのホームページ」を開設し、指導の方向性を示しています。これは、千葉県教育委員会ホームページに掲載しています。積極的に活用し、教育活動の充実に努めていただきたいと思います。

この他にもこのホームページには、関連する施策や取組、成果物等がすぐに参照できるリンクを貼ってありますので、これまで以上に活用しやすくなっています。県のホームページや各学校に配布している冊子等をぜひ御覧いただき、計画の理念を踏まえた教育実践を進めていただきたいと思います。

### 3 これからの千葉県教育の課題と方向

ここからは、本県教育の課題や方向などについて、「大綱」の項目に沿って、具体的にお話ししていきたいと思います。再び、「大綱」の「基本方針」を御覧いただきたいと思います。

#### (1) 「道徳教育」

まず、「基本方針」の第一に「豊かな人間性や道徳心を育みます」とあります。これに関連して「道徳教育」について述べたいと思います。

千葉県教育委員会では、「道徳教育推進のための基本的な方針」を策定し、『いのち』のつながりと輝きを道徳教育の主題として掲げ、「就学前から高等学校段階までの発達段階に応じて道徳教育を体系化し、重点的な指導を行う」こととしています。

その具体的な取組として、幼児用、小学生用、中学生用、高校生用に読み物や映像等、様々な道徳教材の作成ほか、研究指定校の授業公開や、道徳教育推進教師の研修の実施、研修資料として、「道徳教育の手引き」や「指導用映像資料」も作成し、その活用を図っています。

道徳教育は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであり、子どもたちが社会で元気に生きていく上で、なくてはならない力を育むものです。小学校、中学校では、道徳が教科化され、全国的にも道徳授業の在り方に注目が集まっているところです。千葉県としては、これまでの取組を基礎とし、今後、更なる道徳教育の充実に努めたいと考えております。

#### (2) 「学力向上」

次に、「基本方針」の第二に「確かな学力と将来の夢や希望をもって歩んでいく姿勢を育みます」とあります。これに関連して、「学力向上」について述べます。

今年度より、千葉県教育委員会では「ちばっ子『学力向上』総合プラン（学びの未来づくり ダブル・アクション+ONE（プラスワン））を策定し、子どもたちへは「学ぶ意欲の向上」を、教員へは「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を促す事業を数多く実施してまいります。また、プラスワンとして、「ちばっ子学びの未来デザインシート」を活用して子どもと教員・学校が各々の立場で、学びの振り返りへとつなげていきたいと考えています。

ところで、皆さんは、子どもが学ぶことに意義と喜びを感じるのは、どのようなときだと思えますか。やはり、「わかった」という実感をもてたとき、そして学んだことを活用し、「できた」と感じたときだと思えます。この実感と喜びが、次の学びへの意欲につながっていくことでしょう。皆

さんには、子どもたちにとってわかりやすく、次の学習に意欲を持てる授業を目指し、日々自己研鑽に努めていただきたいと思います。

また、子どもの読書活動についても推進してほしいと思います。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする上で重要と認識しており、千葉県教育委員会においては、すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進を基本理念に掲げています。

令和2年2月には「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を策定しました。これは、子どもの読書活動を全県的に推進するための手引きであり、基本方針や具体的な取組を示したものです。教育現場においては、「全校をあげての読書活動」や「教科等の調べ学習」で、また「読み聞かせボランティア」の活用など、読書活動の様々な実践が進められておりますので、是非、皆さんにも子どもの読書活動の充実に向け、積極的に取り組んでほしいと思います。その際、学校図書館を活用するとともに、身近な地域の図書館や県立図書館を利用するなどし、進んで読書に親しむ児童生徒を育ててください。

### **(3) 「健康・体力」と「一人一人の困難さに寄り添った支援」**

「基本方針」の第三に「たくましく生きるための健康・体力と困難や逆境を乗り越えて生きていくための力を養います」とあります。これに関連して、何点か述べたいと思います。

まず「健康・体力づくり」です。

千葉県では「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指して、各学校での体力・運動能力向上のための取組、運動部活動、地域でのスポーツなど、様々な活動に取り組んでいます。

御存知のとおり、千葉県には野球、サッカー、バスケットボールなど、様々なプロチームがあります。さらに、来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの一部の競技は、県内で開催されます。このように、千葉県の子どもたちはトップレベルのアスリートのパフォーマンスを間近で見たり体験したりする機会があり、非常に恵まれた環境にあります。

皆さんには、こうした環境を十分に生かしていただきながら、子どもたちが心身ともに健全で健康な生活を送るための、基本的な生活習慣づくりや体力の育成をお願いしたいと思います。

次に、虐待の早期発見・早期対応の面から、子どもたちの『「いつもと違う」を見逃さない』ということについてお話します。

昨年1月、野田市において、児童虐待により小学4年生の女子児童が亡くなるという大変悲しく痛ましい事件が起きました。私共、教育に携わる者として、このような悲しい事件を二度と繰り返さないために、どうした

らよいかをしっかりと考えていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休校が長引き、虐待のリスクが高まっている状況が続いています。

学校は、子どもたちが家庭に次いで多くの時間を過ごす場所であることから、子どもの変化に気付きやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。だからこそ、学校職員は、「子どもたちからのSOSを敏感に捉え、的確に素早く対応する」ことが求められます。SOSを敏感に捉えるためには、日常の会話や表情にも気を配り、何かいつもと違うところがないか、おかしい様子がないかなど、常に観察を怠らないことが必要です。

そして、「いじめアンケート」などを実施する際には、「ひみつを守る」ことをしっかりと伝え、子どもたちが安心してSOSを出せるよう配慮することも大切になります。

学校の教育活動は、子どもと教職員との信頼関係の上に成り立っていることを自覚し、子どもたちの小さな変化も見逃さない教員としてのスキルを身に付ける努力を続けていただきたいと思います。そして、「いつもと違う」を発見した際には、ためらわずに校長先生をはじめとする先輩の先生方に、「報告」「連絡」「相談」をするようにしてください。

また、学校には教員とは異なる専門的な知識・経験・能力を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の職員もおります。困ったことがあれば、複数の教職員で「チーム」となって問題解決に当たることができるので、1人で対応することなく組織での対応を心に留め、その子にとって最善の方策を考え、実行できる教職員となられることを心から期待しています。

次に「特別支援教育の推進」についてです。

平成19年に、障害のある子どもたちに対する国の教育の制度が、「特殊教育」から「特別支援教育」に発展的に転換されてから13年が経過しましたが、この間に特別支援教育に関してさまざまな国の動きがありました。主なものとしては、平成23年の「障害者基本法」の一部改正、平成25年の「学校教育法施行令」の一部改正及び障害者差別解消法制定等があり、平成26年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

このように関係法令が整備される中、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行され、公的機関における障害者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。これにともない、教育分野においては、国内すべての公立幼稚園・認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校等で、個々の障害のある児童生徒についてどのような困難があり、どのような配慮が必要かを確認し、本人や保護者と合意形成を図った上で合理的配慮を提供することになります。

この法律の目指すところは、我が国では全ての国民が障害の有無によって

分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生社会」を形成することです。

千葉県においても、共生社会の形成に向けて、平成29年10月に「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、特別支援教育の更なる推進に取り組んでいるところです。また、本県の特別支援学校は児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化といった過密状況への対応が課題となっています。

千葉県教育委員会では、このような課題に対応するため、「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、同計画に基づいた整備を進めております。特別支援教育は、特別な場での指導だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害を含めた、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための必要な指導や支援を行うことが大切です。

また一部の担当者に委ねられるものではなく、全ての学校・全ての教員が、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指していくことが求められるのです。この「共生社会」の実現のために、皆さんは、それぞれの校務分掌の中で、学級づくりや授業の場等で、障害の有無に関係なく児童生徒が相互に人格と個性を尊重し合う集団をつくっていくことが何よりも大切です。

本県特別支援教育の更なる充実のため、皆さんのスキルアップ、パワーアップに期待しています。

#### **(4) 「郷土と我が国を愛する心とグローバル化に対応できる力」**

「基本方針」の第四に移ります。

「郷土と我が国を愛し、日本人としての誇りを持つ心を育む」こと、「グローバル化に対応できる力を養う」ことが示されています。これに関連して、「郷土を愛する心」について述べたいと思います。千葉県の教員採用試験は、全国から多くの方に受けていただいています。教員になって初めて千葉県で生活される方もおられると思います。

そこで、皆さんにお願いしたいことがあります。それは「千葉県と着任された地域の文化と伝統を学び、愛していただきたい。」ということです。千葉県は、東京に隣接し、日本の玄関口の成田空港をはじめ、多くの産業や人材が集積し、若者に人気のテーマパークなどもある一方、豊かな四季折々の自然や、山や海の幸、伝統的な文化芸術など郷土としての魅力にあふれ、子育てを行うための様々な環境がバランスよく整っている県です。

千葉県と我が国を愛し、グローバル人材として社会で活躍できるように育成することも大切ですが、自らが子どもたちの郷土である千葉県を理解

し、そして愛していただきたいと思います。

また、本年度から小学校において学習指導要領が全面実施となりましたが、今回の改訂の大きな要点の1つに外国語教育があげられます。小学校学習指導要領の「改訂の要点」の1番目に「児童が将来どのような職業に就くとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想像される。」と示されています。成田国際空港や千葉港など世界への玄関口を擁し、また、幕張メッセなど国際展示場や国際的な研究施設など都市環境が整備された千葉県においては、このグローバル社会を自ら切り拓き、世界に視野を広げるとともに、世界中で活躍できる人づくりは喫緊の課題です。

これまでのように一部の業種や職種に携わる人々だけでなく、次代を担う子どもたちは、生涯にわたる様々な場面で、外国の方々とコミュニケーションを図ることとなります。そのためには、異なる言語や文化を背景にもつ他者を理解し、尊重する態度に基づくコミュニケーションがとても大切になってきます。

千葉県民として、日本人としての郷土愛、愛国心をもって、自国や諸外国の歴史、伝統と文化等を理解することが大切とされ、これまでも学校教育全体の中でその力を育んでいます。

また、「千葉県教育の基本方針」や「第3期千葉県教育振興基本計画」をもとに、外国語教育の視点から、千葉県の子どもたちが、外国語を使ってコミュニケーションすることを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的とした「千葉県外国語教育推進計画」を策定しました。

この計画では、小・中・高等学校における外国語教育を体系的にとらえ、各発達段階の目標やめざす教育（授業）等を教育関係者のみならず、子どもたち及び保護者にもわかりやすく示すことで、千葉県の外国語教育を大きく推進させたいと考えています。千葉県で学ぶ子どもたちの未来が輝くものとなるよう、先生方にも、グローバルな視点で、外国語教育の推進に尽力いただきたいと思います。

## **(5) 「子どもたちへの愛情と情熱にあふれた質の高い教員の育成」**

「基本方針」の第五を御覧ください。

「子どもたちへの愛情と情熱にあふれた質の高い教員の育成を進めます」とあります。教育公務員特例法第21条には「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とされており、皆さんはこれから多くのことを、研修を通じて学んでいくこととなります。

その前提として、皆さんに求められる第一の資質、それは「信頼」です。児童生徒が教職員の言葉に耳を傾け、保護者が子どもを安心して学校に任



せてくれるようになるには、何よりも信頼関係が成立している必要があります。

しかし、この信頼を一瞬にして壊してしまうものが「教職員による不祥事」です。残念ながら、昨年度も本県の教職員が何人も、不祥事により懲戒処分を受け、学校教育に対する県民の信頼を著しく損ないました。教職員による事件や事故が根絶できないことは、極めて遺憾なことであり、憂慮すべき事態です。大多数の教職員が、日々教育活動に専念し、明日を拓く「ちばっ子」の明るい未来のために、日々取り組んでいる現状を考えると、本当に残念でなりません。教育委員会では、不祥事を行った者に対しては、厳しい姿勢で対処しています。

「教育立県ちば」は、教職員に対する信頼が土台です。ぜひ、皆さんには、教育公務員としての使命感とゆるぎない遵<sup>じゅん</sup>法<sup>ぽう</sup>意識<sup>いしき</sup>をもって日々の職務にあたってください。

## (6) 学校・家庭・地域連携について

最後は、学校・家庭・地域の連携・協働についてです。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、様々な社会問題が湧出している中で、学校が家庭や地域と連携し、社会全体で子どもたちを育む体制づくりが不可欠です。

平成29年3月には、全国すべての公立学校への「コミュニティ・スクール」の導入が努力義務となりました。県教育委員会においても、この「コミュニティ・スクール」を拡充するとともに、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための核となる「地域学校協働本部」の設置を強く推進しているところです。

また、家庭における教育の困難化が危惧される昨今、学校現場からの家庭支援も重要になっています。

県教育委員会では、「第3期千葉県教育振興基本計画」に家庭教育の支援を位置付け、親子のコミュニケーション等について、教職員が啓発できる指導プログラム「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用を進めています。その他にも、親子で家庭の状況をチェックしながら話し合える「家庭教育リーフレット」を配布するなど、積極的に取り組んでいるところです。

新たに教員になられた皆様も、学校というチームの一員として、積極的に家庭教育の支援に取り組んでください。

## 4 健康管理について

以上、本県の教育の主要な課題や取組について述べましたが、皆さんにとって、もう一つ、大事なことを述べさせていただきます。それは、皆さん自身の健康管理です。

日頃から生活習慣に気を使い、適切な食事や運動に努めてください。特に、近年、多忙化やコミュニケーション不足等により、心の健康を乱す教職員も見られます。「うつ」などの精神疾患は、誰にでも起こる可能性があります。悩みや問題などを一人で抱え込まず、同僚、先輩等に相談するなどして、自分の中でため込まないようにしてください。明るく元気な皆さん方の姿が、子どもたちにとっては何よりの活力になります。

また、学校が「チーム」であることを意識してください。皆さんはまだ一年目です。同僚、先輩の先生方に積極的に聞いていただきたいと思います。

もちろん、学級担任・教科担当として、まずは一人一人の先生方がそれぞれ取り組む必要があります。しかし、学校が直面する様々な課題の中には、チームとしてでなければ解決できないこともあります。課題は決して抱え込まず情報を共有し、必要に応じて管理職の指示のもと、役割を決めて対応してください。

## 5 むすびに

いろいろ申し上げましたが、皆さんには、千葉県の教育を支える底力のある教職員となっていくことを期待しています。皆さんが、教職員として成長することは、子どもたちの成長へとつながります。

私からの話は以上ですが、健康にはくれぐれも留意いただき、子どもたちから慕われ、保護者や地域の方から信頼される教職員を目指し、「千葉県の教育の振興に関する大綱」に掲げた「千葉の子どもたちの未来のために」という使命を忘れずに、頑張ってくださいと思います。

皆さんのこれからの活躍を心より願っています。

千葉県教育長  
澤川 和宏